

NPO 法人 北海道勤労者安全衛生センター

HP : <http://www.hokkaido-osh.org/index.html>



再要請「カスタマーハラスメントのアンケート調査」実施中 3/28 日(金)で 4,700 人からの回答

勤労者安全衛生センター カスハラサイト URL から <https://e-union.net/kasuhara2024/>



アンケート調査に参加することができます。アンケート調査が 24 日(月)から始まっています。会員組織の皆さんには、チラシ配布や機関誌・広報誌などでの周知をしていただきました。回答者は先週金曜日段階で 4,700 人を超えて、多くの方からの協力をいただきながら調査



は進んでいます。もう 1 人 2 人、家族・友人や職場の労働組合未加入の方へもアンケート調査のお知らせをしていただけると幸いです。アンケートの質問項目は、ストレス強度を調べるため、日常のメンタルヘルスのチェックもあります。被害の有無にかかわらず、ご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。また、このアンケートをきっかけに研修会を開催してはいかがでしょうか。すでに、3 件ほどの依頼が当センターにきています。講師派遣は会員組織では無料となっています。一般の企業・団体の方も無料ですが、当センターに年額 1 万円の会費で会員になることができ、労災防止情報、この安全衛生情報【メールマガジン】が配信され、いろいろな情報を得ることができます。是非、ご検討をお願いいたします。

NEW カスタマーハラスメント対策セミナーを留萌市・留萌消費者協会が開催 齊藤勉特別講師



「北海道カスハラ防止条例」施行前の 3 月 23 日(日)に、留萌市と留萌消費者協会が主催するカスハラセミナーで講演させていただきました。近隣の町村からも多くの方にお越しいただき、会場は約 70 名の皆さんで賑わいました。ご参加くださった皆さん、本当にありがとうございました！

市と消費者協会が合同でカスハラセミナーを開催するのは全国的にも珍しく、消費者の視点からカスハラを考える貴重な機会となりました。私自身も多くの学びがあり、企画・運営してくださった皆さんに心から感謝です。

そして、いつものことながら、気づけば講演がマジックショーみたいになっていましたが(笑)、楽しんでいただけたなら何よりです！

NEW 日本ワークルール検定協会「カスハラ対策」セミナー 齊藤勉特別講師が講演

3月29日(土)、日本ワークルール検定協会主催の「カスハラ対策セミナー」が連合会館(東京)で開催されました。参加者は、弁護士、社労士、労働組合役員、会社の人事担当者などが集まりました。当センターの齊藤特別講師が、職場の現状とカスハラ防止条例について講演を行い、参加者には「カスハラ検定」を体験していただきました。その他は東京都カスハラ防止条例を担当している職員からの東京都カスハラ防止条例の説明、日本ワークルール検定協会島田会長(早稲田大学名誉教授)による法律の観点でのカスハラ問題点、暴力団対策法に詳しい松本弁護士からの具体的なカスハラ対応法について詳細な講演もありました。参加者からは、実際のカスハラ対応の方法や法的なフレームワークについての理解が深まったとの声が寄せられました。また、質疑も多くあり、参加者も講師もカスハラについての理解をさらに深めることができました。



NEW セクハラはなぜ起こるのか！ 根底にあるものは 関西労働者安全センター講演より



2月25日(金)に開催された、関西労働者安全センターにおける大阪大学名誉教授牟田和恵さんの「セクハラ 変わったこと・変わらないこと」の記念講演の内容を一部紹介します。職場のメンタルヘルス、働きやすい環境整備に関して、是非、参考にさせていただきたい内容です。

セクハラ防止の法整備は、他のハラスメントより早くに整備をされて(1999年男女雇用機会均等法改正)、それまで見過ごされていた「性的嫌がらせ」という女性が働く上での大きな課題について大きな一歩を踏み出すことができました。「不愉快なこと」を言われても、眉をひそめていた多くの人にとっての朗報であったものの、今でも被害は続いている状況にあります。左の絵のように加害者に加害者意識が欠如し

て、平気で言動を行っていることが大きな問題であるとした上で、例示のような被害を受けても、「明確な拒絶」をする人は残念ながら少ないとしています。その結果、「完全アウト」の発言をしても、優位な立場(上司等)の者は「被害を受けた側の実際の気持ちは、言った本人にはわからない」ということが多いため、ハラスメントに気が付かずに繰り返すケースが多くなるとしています。よくある話、その典型が容姿を褒めたのになぜハラスメントになるか、ということです。仕事の場で、一人の職業人として評価する前に「女性」として、まず見ることが「女性差別」ということになることを理解・意識していない者が非常にたくさんいることがセクハラが起こる大きな要因となっています。このような発言をする人のほとんどは、「女だから」「女ながらに」という意識、「バイアス・偏見」、差別意識を常々持っているのではないのでしょうか。こうした人がいる社会・職場を変えていく必要があるという講演でした。改めて、ハラスメントは「いやがらせ」という人権侵害であることをいろいろな場面で広げていく必要があります。

NEW 労政審「労災保険部会」 介護保障給付・介護料の最低保証額引き上げを了承

本年3月3日開催の労働政策審議会「労災保険分科会」で、厚労省から4月1日施行予定の①介護等給付・介護料の最低保証額、②労災就学援護費の改定について要綱が提示されました。労災保険法の「介護等給付」は業務上の理



由や通勤による負傷等で一定の障がいを負って介護を要する状態になった労働者に対して支給するもので、今回は最低保証額を 23 年度に改定された「最低賃金の全国加重平均」にもとづいて見直すとしています。その中の「常時介護を要する者」の最低保証額を 24 年度の額から 4,200 円引きあげ 85,490 円とするなどの案が示されました。また、子どもの学資等の一部を支給し被災労働者等の援護を目的とした「労災就学援護費」は、子どもの学習費調査(2018 年度と 21 年度)と消費者物価指数(24 年度)にもとづき、小学校等の支給額を 1,000 円引き上げ 16,000 円とする案が示されました。これらの案は、異論なく認められ、同日付で答申されました。

メモ 2025 年度の労働災害の企業内補償の水準について 【基幹労連・自動車総連等の公表による】

労働者が業務上の災害や通勤災害で死亡・負傷したりして障がいを負った際に、企業が独自に法定の労災保険給付に上積みして補償する制度があり、こうした「企業内補償制度」は各企業と労働組合が協議して定めるケースが多くなっています。春季生活闘争では労働組合が一定額を掲げて改善要求を行い、同業他社にも波及することもあります。2,3 年ごとに見直しが多く行われています。正社員の業務上災害の企業内補償の基準について、最新のデータ(10 業種、80 の企業・労働組合)では、遺族補償額(扶養者あり)については 3,000 万円前後に設定するケースが多いものの、3,400 万円以上の補償額を設定する企業・労働組合が半数の 40 を占めています。障害補償 1 級などの補償額が明確に遺族補償額を超えているケースが 8 の企業・労働組合にありました。

参考) 組合名-本田技研 遺族補償額 3,500 万円(単身者 3,000 万円)、 障害補償 1 級(退職)3,700 万円
川崎重工 遺族補償額 3,400 万円、 障害補償 1 級(退職)3,600 万円

NEW 「60 歳新入社員」⑨ 歳をとるほど「メンタルヘルス研修」必要 ストレスに負けないライフスタイル

「前職上司」が「定年制の廃止」による「雇用延長組」となった場合のコミュニケーションスキルについて説明してきましたが、今回は、「60 歳新入社員の職場研修」のあり方、テーマ設定で大切なことをお伝えします。

メンタルヘルスという言葉が一般化したのは近年になってからのことです。1990 年代は、そうではなく「精神疾患の社員を雇用し続けるのか」という経営者が多くいました。それが今では、メンタルヘルス対策をしない会社ほど評価は低く、就活中の学生は見向きもしない、という話もあります。メンタルヘルスとは、病気を連想する人が多いのですが、本来は「生き生きと自分らしく生きるための重要な条件」ということになっています。60 歳以上の方は、体力も抵抗力も低下してストレスに弱くなると言われ、精神的ストレスに身体が負けてしまい疾病になってしまったり、持病が悪化してしまいます。

若い人事担当者の中には、研修計画の立案で「60 歳以上の方は、悩みなんてない」と思いがちですが、実は歳をとるほど「親の介護、配偶者の通院の付き添い、孫の子守り」など、自分の思い通りにならない生活が増える実態があります。その結果、不眠、食欲不振、睡眠リズムのズレなどから体調が崩れ、仕事のミスや物忘れが増えてしまいます。すると、年下上司から叱られたり、顧客に迷惑をかけたりして自分に自信がなくなります。企業・団体での「シニア研修」で、ストレスに負けないためのライフスタイルの研修を行ってはいかがでしょうか。

メモ ストレスに負けないライフスタイル例

1. 寝だめは逆効果 毎日同じ時間に起きる
2. 朝日を浴びる 光刺激の体内時計の調整を
3. 軽い運動 「朝の運動」は質の良い睡眠とスッキリした目覚めに
4. 「整える」栄養素の摂取 大豆イソフラボン、ビタミン B1,12, ビタミン C
5. 趣味を持つ 仕事が趣味の人はいません

寝だめは → **社会的ジェットラグ**に体内時計が、仕事に行くになどの社会的時間とずれるための不調になりやすくなります。

お知らせ **安全衛生センターの教育 DVD(レンタル料無料) 北海道安全衛生センター所有 DVD 一覧(PDF)**

申込は safety@rengo-hokkaido.gr.jp

会員組織でなくてもお貸します

企業・団体での研修会講師の依頼・相談も当センターへ

■ 中 | 災 | 防 | 技 | 術 | 支 | 援 | 部 | 情 | 報 |

令和 6 年度の研修・セミナーの開催日程もホームページに掲載しています。

詳しくは、各研修等のページをどうぞご確認ください。

<https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/index.html>

<安全衛生団体>

■ 中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

■ 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40277.html に掲載。

■ 北海道安全衛生サービスセンター <http://www.jisha.or.jp/hokkaido/>

■ 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/index.html>

■ 労働科学研究所 <http://www.isl.or.jp/>

■ 労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/>

■ 労働安全衛生総合研究所 <https://www.jniosh.johas.go.jp/>

■ 北海道産業保健総合支援センター（産保センター） <http://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

■ 職場のあんぜんサイト (mhlw.go.jp)

■ 労働調査会 <https://www.chosakai.co.jp/>

■ 日本産業カウンセラー協会北海道支部

[一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 \(counselor.or.jp\)](http://counselor.or.jp)

【必見】「2024 年度 働く人の悩み相談室」開設中！しております。詳しくは[こちら](#)から お申込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。▼ご予約は電話：011-209-7000(平日 9 時～17 時 ※土日祝日はお休み) メール：sapporo@counselor.or.jp(当日をご希望の方はお電話での受付になります。)

○ 個人の方へ | カウンセリングのご相談 | 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部
(counselor.or.jp)

○ 日本産業カウンセラー協会 <http://www.counselor.or.jp/>

<行政>

■ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

■ 厚生労働省 北海道労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

■ 北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

■ こころの耳（メンタル専用サイト） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

「事例紹介」に検索機能を追加しました。

[こころの耳 Q&A | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

